

	ハビリテーションに従事する。
介護職	入居者の介護、及び生活支援などに従事する。
管理栄養士	入居者の栄養管理、並びに調理員等の指導に従事する。
医師（嘱託）	入居者の保健医療上の専門的管理と指導に従事する。

（入居定員）

第6条 施設の定員は、50名とする。

（2）ユニットの数は、5ユニットとし、1ユニットの入居定員10名とする。

（サービス提供困難時の対応）

第7条 当施設は入居予定者が入院治療を必要とする場合その他入居予定者に対し、自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な医療機関または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

（入退所）

第8条 入居予定者の入居に際しては、その方に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、その方の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

（2）入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかについて定期的に検討するものとする。

（3）前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の関係職員の間で協議するものとする。

（4）日常生活を営むことが出来ると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

（5）入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（入居者のサービスの提供に関する計画）

第9条 当施設は入居者について、その心身の状況、その置かれている環境、入居者及びその家族の希望等を勘案し、入居者の同意を得て、サービスに関する計画を作成するものとする。

（2）当施設は入居者のサービスの提供に関する計画について、サービスの状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

（サービスの取扱方針）

第10条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

（2）入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

（3）入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

（4）入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者

の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、その方の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

ら、適切に行うものとする。

(5) 入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(6) 入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

(7) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておくものとする。

(8) 職員は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第11条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

(2) 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

(3) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴に代えるものとする。

(4) 入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。

(5) おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

(6) 前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

(7) 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

(8) 入居者に対し、その負担により、当該職員以外の者による介護は行わせないものとする。

(食事)

第12条 栄養並びに入居者の心身の状況及び、嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

(2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

(3) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

(4) 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第13条 当施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者またはその家族に対して必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第14条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居

者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- (2) 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行うものとする。
- (3) 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- (4) 入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第15条 当施設は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第16条 当施設の医師または看護職は常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- (2) 当施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳（老人保健法第13条）に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない方については、この限りでない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第17条 当施設は、病院または診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居することができるよう取り計らうものとする。

(施設長の責務)

第18条 当施設の施設長は、職員の管理・業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第19条 入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

- (2) 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- (3) 当施設の職員によってサービスを提供を行うものとする。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- (4) 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第20条 当施設はユニットごとの入居定員及び居室定員を超えて入居はさせないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第21条 当施設は、入居者の使用する食器その他の設備または、飲用に供する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正

に行うものとする。

(2) 当施設は、施設において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力病院等)

第22条 当施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

(秘密保持等)

第23条 当施設の職員は正当な理由がなく、その業務上知りえた入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがない必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報取り扱いについて)

第24条 個人情報の取扱いについては、関係法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いを行う。

(虐待防止)

第25条 入居者の人権擁護・虐待等の防止の為措置を講じるものとする。

(2) 職員に対する虐待を防止する研修の実施

(3) 入居中に虐待と思われる入居者を発見した場合は、関係事業所へ報告し、速やかに市町村へ通報するものとする。

(苦情処理)

第26条 当施設は、その行ったサービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(2) 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(3) 当施設はその行ったサービスに関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第27条 当施設は、その運営に当たっては、地域住民または自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第28条 入居者の容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡を行う。

(事故発生時の対応)

第29条 当施設は入居者へのサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 当施設は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(3) 当施設は入居者へのサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(入居者負担の費用の額)

第30条 入居者負担の費用の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。入居者負担の費用は別紙の重要事項説明書に記載されている他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担していただくことが適当と認められるものとする。

(2) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得るものとする。

(施設の入居に当たっての留意事項)

第31条 当施設の入居に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 面会及び消灯時間 迷惑にならない様にし、特に時間の指定は設定しない。
- (2) 外泊・外出 許可用紙に記入し、事前に提出する。
- (3) 原則敷地内禁煙とする。飲酒は少量可能とする。
- (4) 火気の取り扱い 居室での火気の取り扱いは、禁止する。
- (5) 設備・備品等の持ち込みは必要時申し出てもらう。
- (6) 金銭・貴重品の管理は原則として、事務局で預かる。
- (7) 入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (8) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第32条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (4) 防火管理者は、職員に対し防火教育、消火訓練を実施する。
 - イ 防火教育及び、基本訓練（消火・通報・避難）年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練… 年1回以上）
 - ロ 入居者を含めた総合訓練… 年1回以上
 - ハ 非常災害用設備の使用法の徹底は随時。
- (5) その他必要な災害防止についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他)

第33条 この規程に定める事項のほか、運営に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成15年 5月 1日より施行する。

附則

この改正運営規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成19年2月1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成25年5月1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正運営規程は、令和3年12月6日から施行する。